

ORACLE INFORMATION SYSTEMS (JAPAN) G.K. TRIAL ACCOUNT AGREEMENT

重要 - 次の内容をよくお読みください。この日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社の Trial Account Agreement (以下「**本契約**」といいます)は、貴殿(個人としてのご自身のために行う契約締結であるか、又は事業体の授權を受けた代表者として当該事業体を代理して行う契約締結であるものとし、以下「**お客様**」といいます)と日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社(以下「**オラクル**」といいます)との間における法的契約となります。本契約をよくお読みになるとともに、印刷したものをご自身の記録のために保管いただきますようお願いいたします。本契約は、いずれの旧バージョンにも取って代わるものです。

「I agree (同意します)」を選択すること、及び/又はお客様のためにオラクルにより有効化されたトライアル・アカウントへのアクセスその他何らかの方法で当該トライアル・アカウントを使用することにより、お客様は、本契約の条件の全てによる拘束を受ける旨に同意したことになります。本契約の条件に同意できない場合には、「Cancel (キャンセル)」ボタンをクリックするとともに、又はこれに代えて、当該トライアル・アカウントをインストールせず、他の方法でも当該トライアル・アカウントを使用しないでください。

対象サービスの特徴及び機能をよくご理解いただくため、購入の前にユーザー・ガイドをご確認ください。その掲載場所は、トライアル・アカウント期間中の対象サービスにおける Help タブ内です。

1. 定義

- 1.1. 「**お客様情報**」とは、対象サービスの導入及び/又は使用の過程においてお客様からオラクルに提供される一切のデータ、情報その他の項目(性質の如何を問いません)をいいます。
- 1.2. 「**デモンストレーション・アカウント**」とは、非本番アカウントであって、該当のオラクル担当者の判断に基づき、対象サービスの機能の一部又は全部についてのアクセス権及び使用権限を提供するものであるとともに、より具体的なデモ体験を促進するために用意されたサンプル・データが入力されたものをいいます。
- 1.3. 「**トライアル・アカウント**」とは、該当のオラクル担当者の判断に基づきオラクルの対象サービスの機能の一部又は全部についてのアクセス権及び使用権限を提供する一時的なアカウント、並びにデモンストレーション・アカウントをいいます。
- 1.4. 「**トライアル・アカウント期間**」とは、お客様が最初にトライアル・アカウントへのアクセス権の付与を受けた日に開始し、その後 14 日間の経過又はオラクルによるトライアル・アカウントの無効化のうちいずれか早い方の時点で終了する期間をいいます。
- 1.5. 「**対象サービス**」とは、NetSuite オンライン・ビジネス・アプリケーション関連の製品及びサービスのスイートをいいます。
- 1.6. 「**ユーザー・ガイド**」とは、SFA のほか Marketing、Customer Service 及び Web Store といった機能のワークフロー及びセットアップを説明した詳細なオンライン・ガイドをいいます。

2. ライセンスの許諾

- 2.1. **トライアル・アカウント** トライアル・アカウント期間中、本契約の規定内容を条件として、オラクルは、本契約により、お客様自身の内部使用かつ非本番使用で、対象サービスの有償サブスクリプションの調達に向けた対象サービスの評価の目的に限ってトライアル・アカウントについてアクセス及び使用を行うための限定的、一時的、非独占的かつ譲渡不能のライセンスをお客様に許諾します。
- 2.2. **譲渡の禁止、他の権利の不存在** 本§2に基づきお客様に付与される権利は、法作用その他のいかなる根拠によるかにかかわらず他のいかなる者に対しても譲渡又は移転することができません。疑義を避けるために付言しますが、本契約に明示されているものを除き、トライアル・アカウントについて、他のいかなる権利もオラクルからお客様に付与されません。黙示的な権利は、何ら存しないものとします。

3. **制限** お客様による次のいずれの行為も、禁止とします。(a) 対象サービスについて改変、逆アSEMBル、逆コンパイル又はリバース・エンジニアリングを行うこと、(b) 上記§2に明示されている場合を除き、対象サービスの全部又は一部についてコピーその他何らかの方法での複製を行うこと、(c) 対象サービスに付された告知又は表示を削除し、改変し又は他の何らかの方法で不正に変更すること、又は (d) 態様の如何を問わず第三者へのサービス・ビューロー、タイム・シェアリングその他のコンピューター・サービスの提供のためにトライアル・アカウント及び/又は対象サービスを使用すること。お客様は、トライアル・アカウントそれ自体又はトライアル・アカウントに関する権利のいずれについても、ライセンス許諾、配布その他の移転を行う権利を有しません。お客様は、オラクルの直接的な競合企業のために又はその指示により対象サービスを確認しようとしている場合には、オラクルの書面による事前同意がない限り、対象サービスにアクセスすることはできません。また、お客様は、対象サービスの可用性、性能若しくは機能を監視する目的、その他いかなるベンチマーキング、比較又は競争の目的でも、対象サービスを使用することはできません。

4. **フィードバック** トライアル・アカウント及び対象サービスに関するアイデア、フィードバック、提案、要望、疑問、コメント並びにお客様によるテスト及び評価の結果(以下「**フィードバック等**」といいます)のいずれも、オラクルに帰属するものとします。お客様は、本契約により、かかるフィードバック等及びそれに関連する一切の知的財産権についての全世界における一切の権利、権原及び権益をオラクルに譲渡したことになるとともに、当該譲渡に同意します。また、お客様は、かかる権利の対抗要件具備及び行使についてオラクルの費用負担によりオラクルを支援する旨に、同意します。

5. **機密保持義務** お客様は、専有財産性を備えた営業秘密たる情報であってオラクルに単独で排他的に帰属するものが対象サービスに含まれている旨、また、オラクル及び対象サービスに関係する情報であって機密性又は専有財産性が備わっているとお客様が知っているか又は知るべき理由があるもの（以下「機密情報」といいます）をお客様が入手することがある旨について、同意し承知します。機密情報の例としては、フィードバック等のほか、対象サービスの具体的なデザイン及び構造も挙げられますが、これらに限定されません。お客様は、本契約の期間中及びその後のいかなる時点においても、お客様が提供を受けた機密情報の全てを常に機密に保持し管理するものとします。お客様は、本契約に基づく自己の権利の行使に必要な場合を除いては機密情報を使用してはなりません。お客様は、あらゆる合理的な措置を講じることにより、機密情報が不正に開示又は使用されることを防止し、機密情報が公知となることを防止するとともに、許可を受けていない者が機密情報を占有下に置くことを防止するものとします。お客様は、いかなる機密情報についても、本契約の意図の達成のために当該機密情報へのアクセスを必要とする自己の役員、従業員及びコンサルタントであって書面による機密保持契約（機密情報を保護するためのものであって、本契約におけるのと少なくとも同一水準でオラクルの権利を保護するための条件が定められているもの）をお客様との間で締結済みの者を除いては、いかなる人その他の主体に対してであれ開示してはなりません。かかる義務は、機密情報が次のいずれかに該当する限りにおいて、適用されないものとします。(a) 公知であるか、又はお客様の作為若しくは不作為のいずれにもよることなく公知となった情報、又は (b) オラクルの書面による許可によって開示が許されたもの。

6. **無保証** 対象サービス及びトライアル・アカウントは、「現状有姿のまま」かつ無保証にて、評価及び使用の目的に限ってお客様に提供されるものです。オラクルは、お客様による対象サービスの使用について、セキュア若しくは適時であること、中断若しくはエラーが生じないこと、対象サービスがお客様の要件を満たすものであること、対象サービス及び／若しくはドキュメントにおけるエラーの全てが修正されること、又は対象サービスを提供するためのシステムにウイルスその他の有害なコンポーネントが存しないことはいずれも表明しません。明示又は黙示を問わずいかなる保証又は条件も存しないものとします。その例としては、商品性、特定目的への適合性及び／又は第三者の権利の非侵害に関するものも挙げられますが、これらに限定されません。お客様は、対象サービスそれ自体又は対象サービスにより生成された情報の正確性又はお客様の目的にとっての十分性の判断について、全責任を負うものとします。

7. **結果的損害に関する責任の否認、直接的損害への限定** いかなる場合も、オラクルは、トライアル・アカウントの使用に起因するいかなる種類の使用機会の喪失、事業の中断、間接的損害、特別的損害、付随的損害又は結果的損害（逸失利益も含まれます）についても、訴えの形式にかかわらず、また、それが契約、不法行為（過失も含まれます）、厳格製造物責任その他のいかなる根拠に基づくものであるかを問わず、責任を負うことはありません。これは、当該損害の可能性についてオラクルが認識していた場合においても、同様とします。§2、3及び5の違反に関するものを除き、対象サービスのライセンス、使用その他の活用に関し又は関連して生じたいかなる人、事業体又は会社に対するいかなる当事者の責任も、それが契約の違反若しくは履行拒絶、保証違反、過失、不法行為又は他の何らかの根拠に基づくいかなる請求に起因するものであれ、いかなる場合も100ドルが上限額となります。本条項の本質的目的は、本契約に起因して当事者が負う可能性のある責任を制限することにあります。両当事者は、本条項に記載の制限が、両当事者間の取引にとって不可欠の前提条件であり、制限の対象となった救済手段の本質的目的が達せられない場合においても適用されるものである旨について、了承します。

8. **有効期間及び終了** 本契約は、お客様による本契約への同意の日に効力を生じたうえで、トライアル・アカウント期間の終了まで存続するものとします。オラクルは、オラクルの選択にて、トライアル・アカウント期間の延長を許可する旨をお客様に対し書面で事前に通知することにより、トライアル・アカウント期間を延長することがあります。いずれの当事者も、いかなる理由であれいつでも、正当事由の有無にかかわらず、罰則なしに、かついかなる種類の補償も要せず（本契約に明示されたものを除きます）、本契約を終了させることができるものとし、当該終了の効力は、他方当事者に対し書面で通知がなされた後に生じるものとします。本契約のいかなる終了の場合においても、(a) お客様は、一切のトライアル・アカウントの使用を直ちに取り止めるものとし、(b) オラクルは、お客様情報への一切のアクセス権を無効化ができるものとし、これとともに又はこれに代えて、お客様情報を削除することもできるものとします。§1、4、5、6、7、8、11、12、13、14、15及び16の規定は、本契約のいかなる終了又は期間満了の後においても、存続するものとします。

9. **データの伝送** お客様は、お客様の電子的コミュニケーションの技術的処理及び伝送がお客様による対象サービスの使用にとって本質的に必要である旨を、理解しているものとします。お客様は、電子的コミュニケーション及び／又はお客様データのオラクルによる捕捉及び保存について、明示的に同意します。また、お客様は、インターネット及び多様なネットワーク（オラクルによる所有及び／又は運用が一部分のみに留まるものであることもあります）における伝送がお客様の電子的コミュニケーションについて生じることがある旨を、了承し理解しているものとします。お客様は、お客様の電子的コミュニケーションについて、接続先のネットワーク又はデバイスの技術要件に当該データを準拠及び適合させるための変更が生じることがある旨を、了承し理解しているものとします。さらに、お客様は、インターネット、ネットワーク通信施設、電話その他の電子的方法を介した通信に際し、許可を受けていない者により電子的コミュニケーションに対しアクセスが行われることがある旨を、了承し理解しているものとします。お客様は、オラクルが所有者及び／又は運用者ではないネットワーク（インターネットも含まれますが、これに限定されません）を介したいかなるデータの伝送中であれば不正な遅延、消失、変容、捕捉又は保存の対象となった電子的コミュニケーション及び／又はお客様データのいずれれに対してもオラクルが責任を負わない旨について、同意します。「電子的コミュニケーション」とは、全体的又は部分的に対象サービスを通じての電子的な受領及び／又は伝送の対象となるサイン、信号、テキスト、画像、音声、データ又は情報（性質の如何を問いません）の一切の移転をいいます。

10. **お客様情報へのアクセス** お客様は、お客様のトライアル・アカウントの有効化を担当するオラクルの顧客担当者がお客様情報にアクセスすることがあるとともに当該トライアル・アカウントに関しシステム管理者特権を有することがある旨について、了承し同意します。

11. **プライバシー** オラクルのプライバシー・ポリシーに関する詳細については、NetSuite Privacy Policy（掲載場所：<http://www.netsuite.com/portal/privacy.shtml>）をご覧ください。

12. 第三者の Web サイト、製品及びサービス お客様において対象サービスを介して接続することにより多様な第三者の製品及びサービス（以下単に「第三者の製品及びサービス」といいます）の使用が可能となる他の WWW サイト又はリソースへのリンクが、対象サービス又は第三者により提供されることがあります。かかるサイト、リソース並びに／又は第三者の製品及びサービスのいずれについてもオラクルが管理権を有していないため、お客様は、かかる外部、リソース並びに／又は第三者の製品及びサービスの可用性についてオラクルが責任を負わないとともに、外部の Web サイト又はベンダーに存するか又はそこで提供されるコンテンツ、広告その他の素材のいずれもオラクルにより是認されたものではなく、これらについてオラクルが責務又は責任を負うこともない旨に、同意します。また、お客様は、次に掲げるものの品質、正確性、完全性、適合性、安全性、信頼性、適法性その他のいかなる面についても、オラクルが管理権を有しておらず、是認又は保証を行っておらずかつ責任も負わない旨について、同意します。(a) 対象サービスを通じてお客様が購入することのある一切の第三者の製品及びサービス、又は (b) 上記に関係する一切の説明、約束その他の情報。オラクルは、お客様により購入される第三者の製品及びサービスの販売に関し、第三者の製品及びサービスの提供者の代理人ではありません。そのため、お客様は、いかなる第三者の製品及びサービスの売買についてもオラクルが責任を負わず関知もしない旨に、同意します。お客様は、いかなる第三者の製品及びサービスに関する問題についても、該当の提供者に問い合わせる責任を単独で負うものとします。

13. 輸出 お客様は、いかなる商品（トライアル・アカウント又は関連情報も含まれますがこれらに限定されません）についても、いかなる国に向けてであれ該当の法域の法令に違反して直接又は間接に輸入、輸出又は再輸出をしてはならない旨について、了解し同意します。この制限には、米国及び日本の輸出規制、及びヨーロッパ諸国の輸出入規制も明示的に含まれますが、これらに限定されません。また、お客様は、お客様による本§13の違反に起因する一切の損失、費用、請求その他の責任について、オラクルを防衛し免責するとともに、オラクルに対し補償を行う旨に、同意します。

14. 米国政府の制限付き権利 対象サービスは、FAR 2.101に定義された用語である「商用品目」に該当するものです。お客様又は対象ユーザーが米国連邦政府（政府）の執行機関（FAR 2.101に定義）に該当する場合、オラクルによる対象サービス（関係するソフトウェア、テクノロジー、技術データ及び／又はプロフェッショナル・サービスも含まれます）の提供内容は、次のとおりとします。(a) 執行機関（国防総省（DoD）内の機関を除きます）による取得又は当該執行機関のための取得の場合には、政府は、FAR 12.211（技術データ）及び FAR 12.212（コンピューター・ソフトウェア）に基づき、技術データ及びソフトウェアに対する権利のうち本契約に定められたとおり一般顧客に対し通例的に提供されているものに限って取得することになり、また、(b) DoD 内の執行機関による取得又は当該執行機関のための取得の場合には、政府は、DFARS 227.7202-3（商用コンピューター・ソフトウェア又は商用コンピューター・ソフトウェア文書についての権利）に基づき、技術データ及びソフトウェアに対する権利のうち本契約において通例的に付与されるものに限って取得することになります。上記に加えて、DoD 機関により取得される技術データには、DFARS 252.227-7015（技術データ - 商用品目）も適用されます。連邦立法機関又は連邦司法機関のいずれも、技術データ及びソフトウェアに対する権利のうち本契約に定められたとおり一般顧客に対し通例的に提供されているものに限って取得することになるものとします。連邦執行機関、連邦立法機関又は連邦司法機関のいずれも、本契約に定められた条件においては付与されていない権利を必要とする場合には、かかる権利の移転の条件として許容可能なものが存するか否かを判断すべくオラクルと協議する必要があるものとします。かかる権利を明確に付与するための書面による特約であって両当事者にとって許容可能なものが有効となるためには、該当の契約書又は合意書に記載される必要があります。この「米国政府の権利」条項は、本契約に基づくコンピューター・ソフトウェア又は技術データに対する政府の権利について定めた他の一切の FAR、DFARS その他の条項、規定又は補足規制の代わりとなるものであって、これらの一切に取って代わるものです。

15. 準拠法 本契約は、日本国の実体法及び手続法に準拠するものとします。また、各当事者は、本契約に起因又は関連する一切の紛争について東京地方裁判所の専属管轄及び裁判地に服する旨に、同意します。本契約又はそれに基づく注文のいずれに対しても、統一コンピューター情報取引法は適用されません。

16. 通則 本契約は、全部又は一部を問わず、任意によるものではないか又は合併、法作用その他の根拠によるものであるかも知れず、お客様による譲渡又は移転のいずれも行いうことができません。ただし、オラクルの書面による事前同意がある場合は、この限りではありません。本契約上の違反又は本契約の何らかの条件の違反のいずれに対する権利放棄も、継続的な権利放棄、他の何らかの違反に対する権利放棄又は他の何らかの条件に対する権利放棄のいずれともみなされることはなく、当該権利放棄の対象である事案に限って適用されるものとします。本契約に定められたいかなる権利又は救済手段の行使によっても、本契約により明示的に制限されている場合を除いては、普通法上又は衡平法上で付与される他のいかなる権利又は救済手段の行使権も損なわれることはありません。本契約のいずれかの条項が無効であるか又は法的強制力がないと判断された場合、当該条項は、本契約の残りの部分から分離されるものとし、当該残りの部分については、引き続き有効に存続するものとします。本契約は、トライアル・アカウントに関する当事者間の合意内容の全てを余すところなく記載したものであって、書面又は口頭を問わず従前及び／又は同時になされた一切の表明、協議、交渉及び合意に取って代わるものとします。

お客様がオラクルの直接的な競合企業である場合、お客様は、オラクルの書面による事前同意がない限り、対象サービスにアクセスすることはできません。また、お客様は、対象サービスの可用性、性能若しくは機能を監視する目的、その他いかなるベンチマーキング又は競争の目的でも、対象サービスを使用することはできません。